

阿見町第5次障害者基本計画 ～あみ・あい・プラン～



令和7年3月

阿見町

はじめに

阿見町では、令和2年3月に「阿見町第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」を策定し、障害者が住み慣れた地域や家庭の中でいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

近年では、高齢化等を背景とした8050問題や障害者手帳取得には至っていない方への支援等、多様化・複合化した問題が顕在化しています。

本町では、障害者の総合相談を行う基幹相談支援事業所の設置や、障害者の相談・体験・緊急時の対応等の機能を一体的に備えた地域生活支援拠点の整備施策を展開してきました。今後は子どもから大人まで、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、児童発達支援センターの開設に向けて取り組んでまいります。

また、障害者の社会的孤立の問題も顕在化しており、障害者やその家族等に対しても支援が必要となっている現状を踏まえ、他の地域資源も生かした福祉全体での包括的な支援が求められています。

今般、「阿見町第4次障害者基本計画」期間の満了に伴い、これまでの取り組みの評価・課題・制度改革を踏まえ、保健・福祉・医療をはじめ、教育・就労・生活環境・余暇活動・社会参加・啓発広報等の諸施策など、さまざまな分野の取り組みを総合的にまとめた、「阿見町第5次障害者基本計画」を策定しました。

今後も、計画の基本理念である「すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち 阿見」の実現に向け取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました阿見町障害者施策推進協議会委員の皆様、関係各位に対し心から御礼申し上げます。

令和7年3月



阿見町長 千葉 繁

目次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況と課題.....	11
1 人口と世帯の状況.....	11
2 障害者の状況.....	12
3 第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～の進捗状況.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本的視点	24
3 基本目標	25
4 施策の体系	26
第4章 施策の展開	29
基本目標1 おもいやりのまちづくり	29
1 障害に対する理解促進と差別の解消	29
2 地域福祉活動の促進	32
3 生活環境の充実.....	34
基本目標2 のびゆくまちづくり	38
1 子どもの育ちに応じた支援の充実.....	38
2 社会参加の促進.....	42
3 就労支援の充実.....	44
基本目標3 あんしんのまちづくり	47
1 保健・医療サービスの充実	47
2 福祉サービスの充実.....	51
3 経済的支援の充実	57
4 虐待防止と権利擁護の推進.....	59
5 防災・防犯体制の充実.....	62
第5章 計画の推進	67
1 連携体制.....	67
2 計画の進行管理.....	68
資料編.....	71
1 計画策定の経過	71
2 阿見町障害者施策推進協議会条例.....	72
3 阿見町障害者施策推進協議会委員名簿	74

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立（令和元年6月施行）など、障害者施策を充実させるための国内法が整備されました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障害者関連施策のさらなる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障害のある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を發揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正（令和5年子ども家庭庁厚生労働省告示第1号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援などの地域支援体制の整備などをはじめとした各項目について見直しが行われ、障害のある方などに対する虐待の防止や情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化などについて新たに示されています。

本町においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障害者施策の見直しを行う必要があります。障害者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「阿見町第5次障害者基本計画」を策定するものです。

■近年の法令などの成立・改正の動き

年	国の主な動き
令和3年	3月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行 5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）
令和4年	5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行） 12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）
令和5年	3月 「第5次障害者基本計画」策定

2 計画の性格

(1) 障害者計画

障害者基本法に基づき、本町における障害者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに、本町における障害者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、障害者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

(2) 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

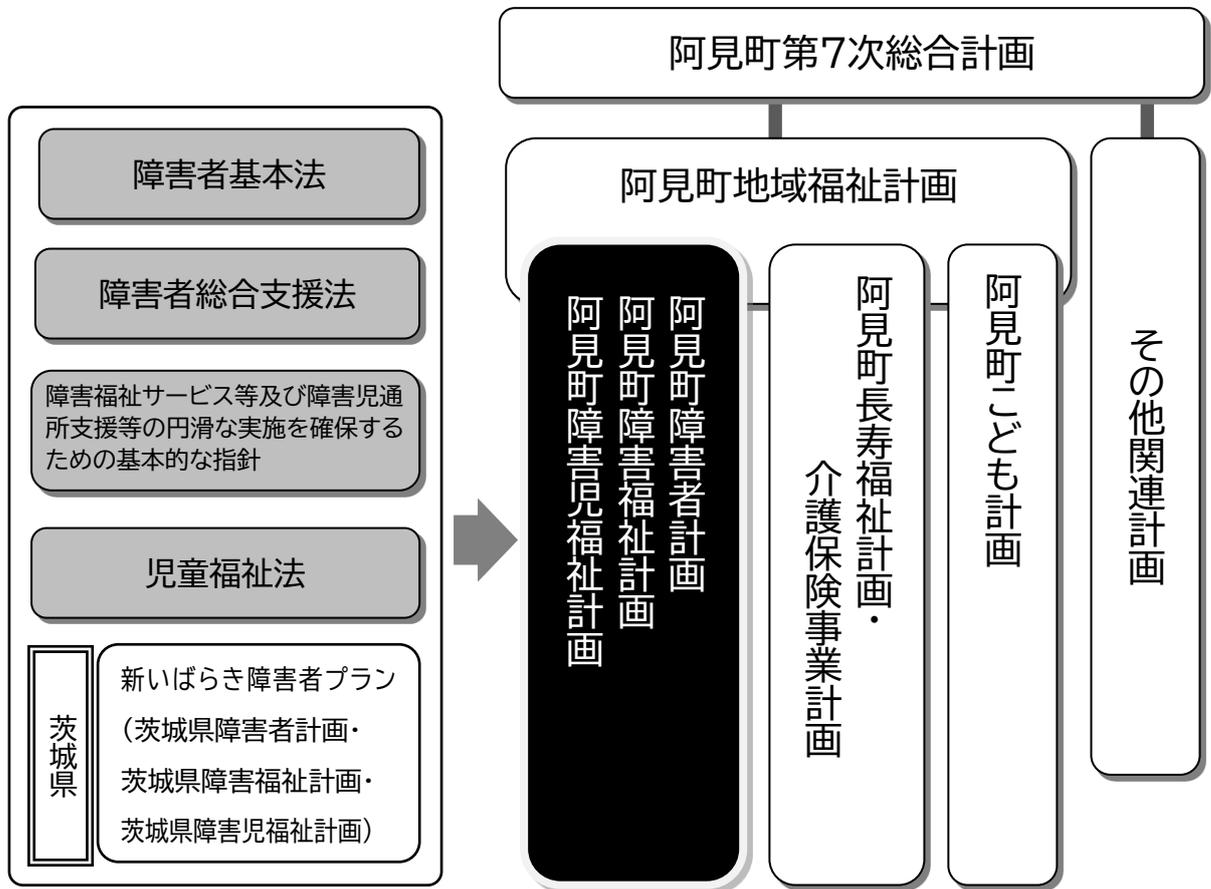
(3) 障害児福祉計画

平成28年6月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた、18歳未満の障害児に対する障害福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条1項	障害者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(4)関連計画との整合性

本国の「障害者基本計画」や県の「新しいばらき障害者プラン(茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画)」に基づくとともに、「阿見町第7次総合計画」、「阿見町地域福祉計画」、その他の本町の関連計画との整合性を図ります。



(5)SDGs(持続可能な開発目標)との関係

2030年(令和12年)までに世界各国が達成をめざす共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、「誰一人取り残さない」の基本理念のもと、国では令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。本計画では、SDGsに掲げる17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」など、関連が深い目標に意識して取り組んでいきます。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、計画期間中において国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障害者計画	第3次		第4次				第5次					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		次期計画			
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		次期計画			
国の計画	障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)					障害者基本計画(第5次) (令和5年度から令和9年度)					次期計画	

4 計画の対象

この計画は障害のある方だけでなく、すべての町民を対象としています。

また、本計画の「障害のある方」の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能に障害がある方で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

5 計画の策定体制

(1)阿見町障害者施策推進協議会の実施

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、障害者の代表者、議会代表者、関係機関代表者、地域の保健医療関係者、地域の福祉関係者、障害者福祉に関する事業に従事する団体の代表者、行政関係者らの参画による「阿見町障害者施策推進協議会」において、計画内容の検討を行いました。

(2)障害者福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、本町では、障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握などを目的に令和6年3月にアンケート調査を実施しました。調査結果の計画内容への反映を図ります。

■調査対象・調査方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	郵送	令和6年3月

■配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
2,033件	892件	43.9%

(3)パブリックコメント

令和7年1月から令和7年2月までの期間で、本計画の案を公表し、パブリックコメントを実施し、計画内容などに対して町民からの意見を広く募りました。

第 2 章

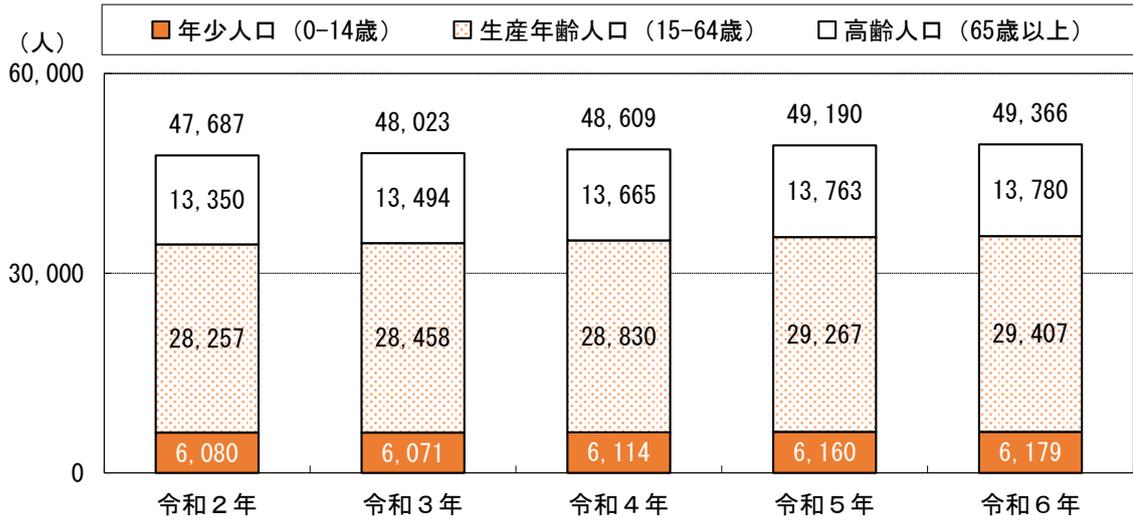
障害者・障害児を取り巻く 状況と課題

第2章 障害者・障害児を取り巻く状況と課題

1 人口と世帯の状況

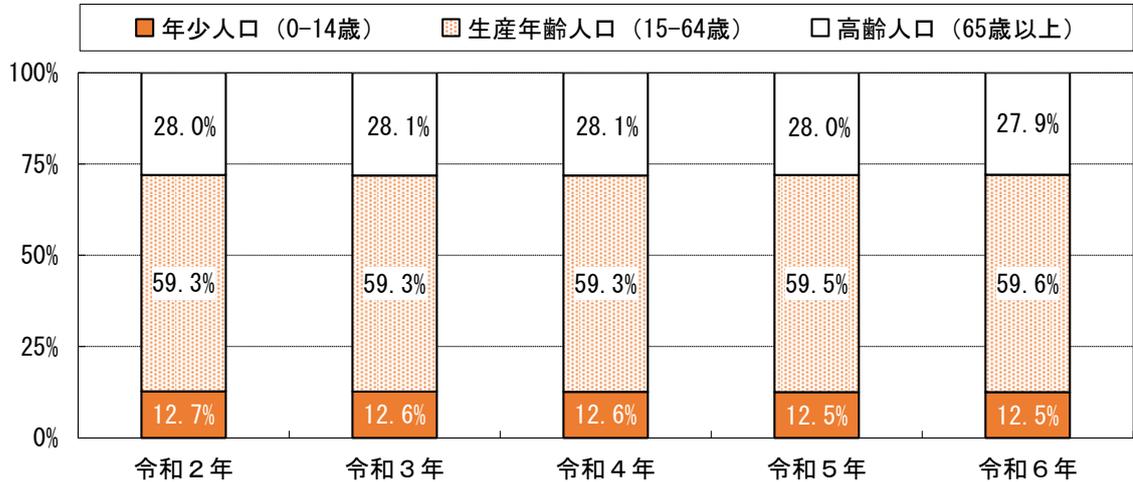
本町の人口は、緩やかに増加しており、令和6年4月1日時点で49,366人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、すべての人口区分において増加傾向となっています。

○人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

○年齢3区分別割合の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

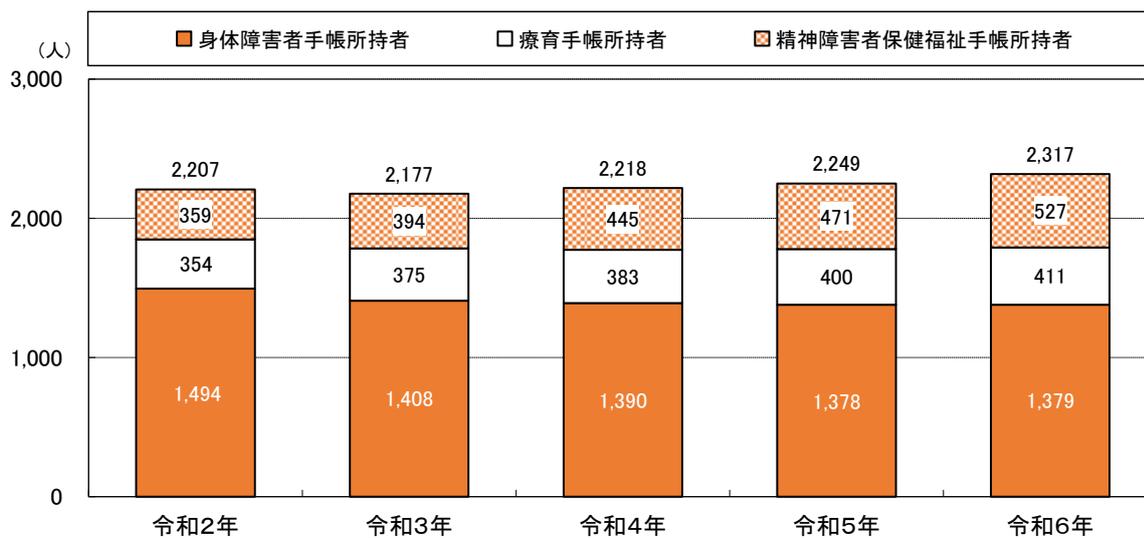
2 障害者の状況

(1) 障害者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、増加しています。

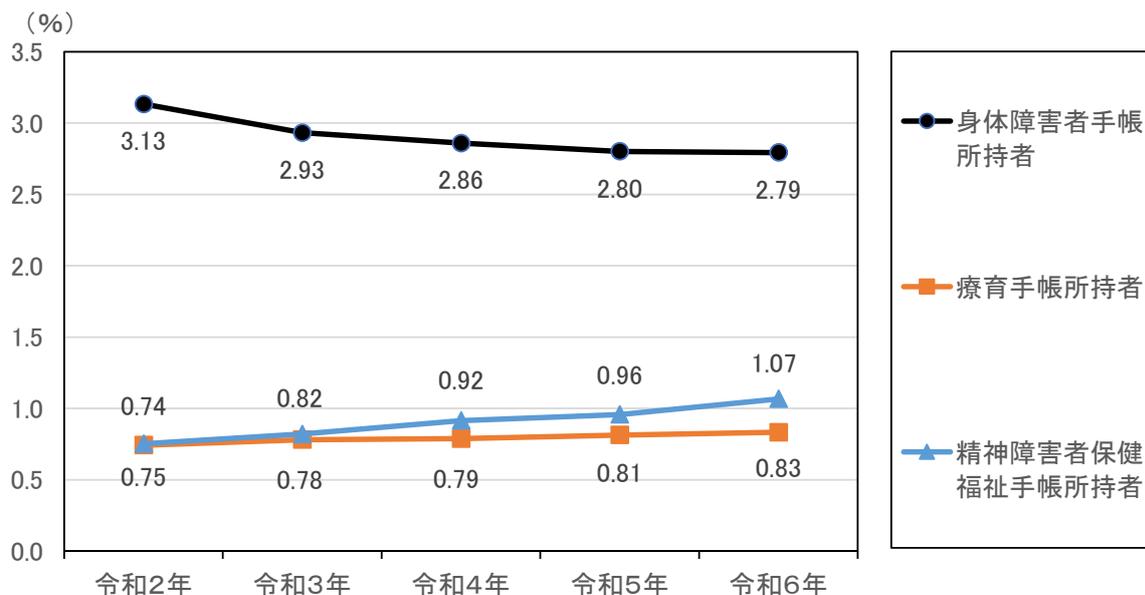
また、総人口に占める割合でも増加傾向となっており、令和6年3月31日時点の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が2.79%で横ばい、療育手帳所持者数が0.83%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1.07%と増加傾向にあります。

○障害者別手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

○障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移

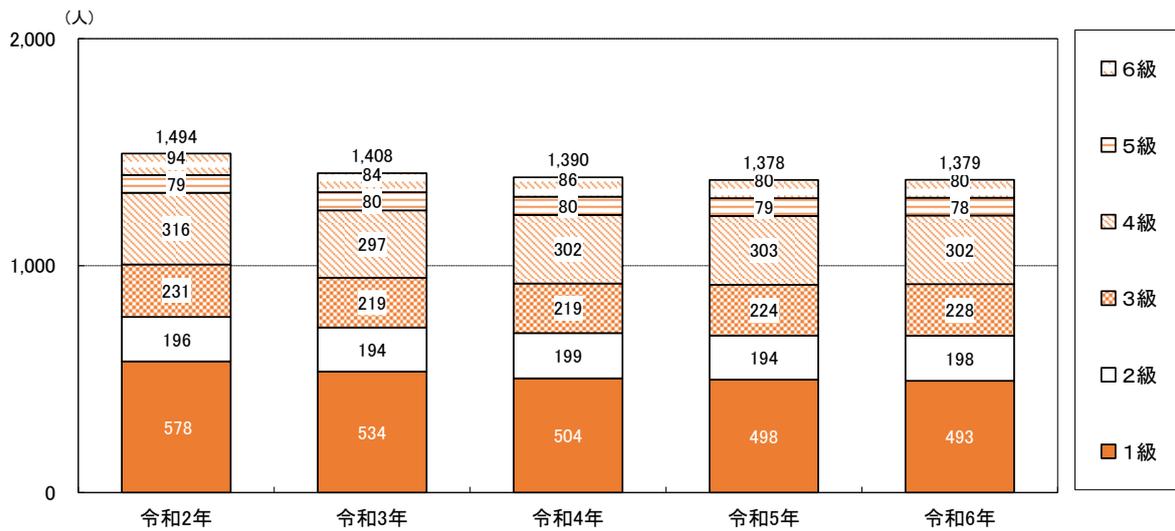


資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(2)身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和6年3月31日時点で1,379人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が3割を超え、最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
等級別	1級	578 38.7%	534 37.9%	504 36.3%	498 36.1%	493 35.8%
	2級	196 13.1%	194 13.8%	199 14.3%	194 14.1%	198 14.4%
	3級	231 15.5%	219 15.6%	219 15.8%	224 16.3%	228 16.5%
	4級	316 21.2%	297 21.1%	302 21.7%	303 22.0%	302 21.9%
	5級	79 5.3%	80 5.7%	80 5.8%	79 5.7%	78 5.7%
	6級	94 6.3%	84 6.0%	86 6.2%	80 5.8%	80 5.8%
合計		1,494	1,408	1,390	1,378	1,379

資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

○身体障害手帳所持者の種類別人数

(単位:人)

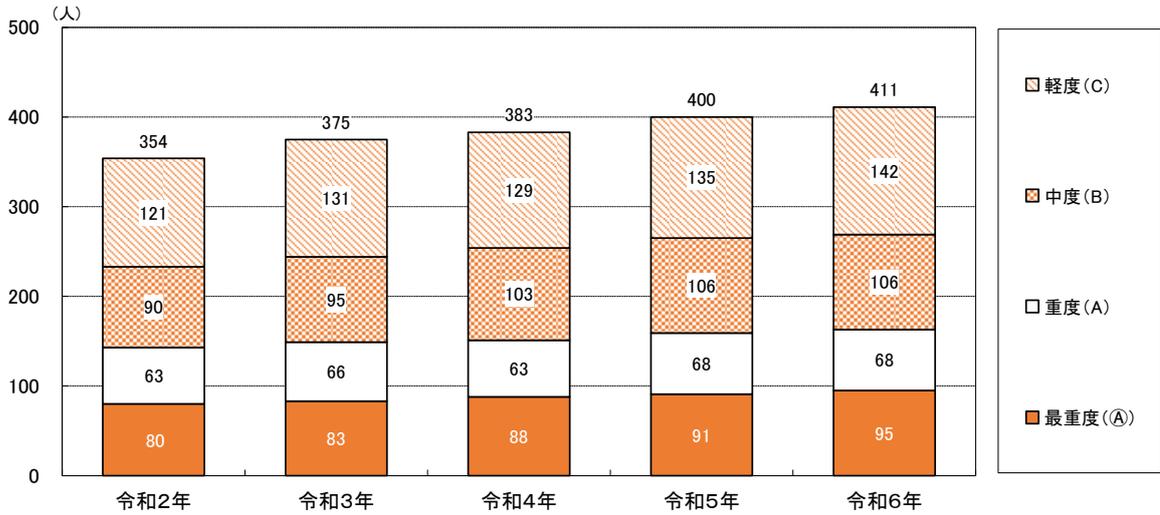
障害の種類・等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
視覚	30	29	7	3	5	4	78	
聴覚・平衡	3	31	28	23	1	38	124	
音声・言語・そしゃく機能	0	0	18	6	0	0	24	
肢体不自由	136	132	107	150	72	38	635	
内部障がい	324	6	68	120	0	0	518	
内 訳	心臓	176	0	27	46	0	0	249
	腎臓	129	1	12	1	0	0	143
	呼吸器	7	1	22	3	0	0	33
	膀胱・直腸	0	0	2	68	0	0	70
	小腸	1	0	0	1	0	0	2
	免疫	4	3	5	1	0	0	13
肝臓	7	1	0	0	0	0	8	
合 計	493	198	228	302	78	80	1,379	
比 率	35.8%	14.4%	16.5%	21.9%	5.7%	5.8%	100.0%	

資料:社会福祉課(令和6年3月31日現在)

(3)知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和6年3月31日時点で411人となっています。程度別でみると、最重度、重度の障害のある方(㊤、A判定)が39.6%、中度(B判定)が25.8%、軽度(C判定)が34.5%となっています。いずれの程度においても人数は増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
程度	最重度(㊤)	80 22.6%	83 22.1%	88 23.0%	91 22.8%	95 23.1%
	重度(A)	63 17.8%	66 17.6%	63 16.4%	68 17.0%	68 16.5%
	中度(B)	90 25.4%	95 25.3%	103 26.9%	106 26.5%	106 25.8%
	軽度(C)	121 34.2%	131 34.9%	129 33.7%	135 33.8%	142 34.5%
合計		354	375	383	400	411

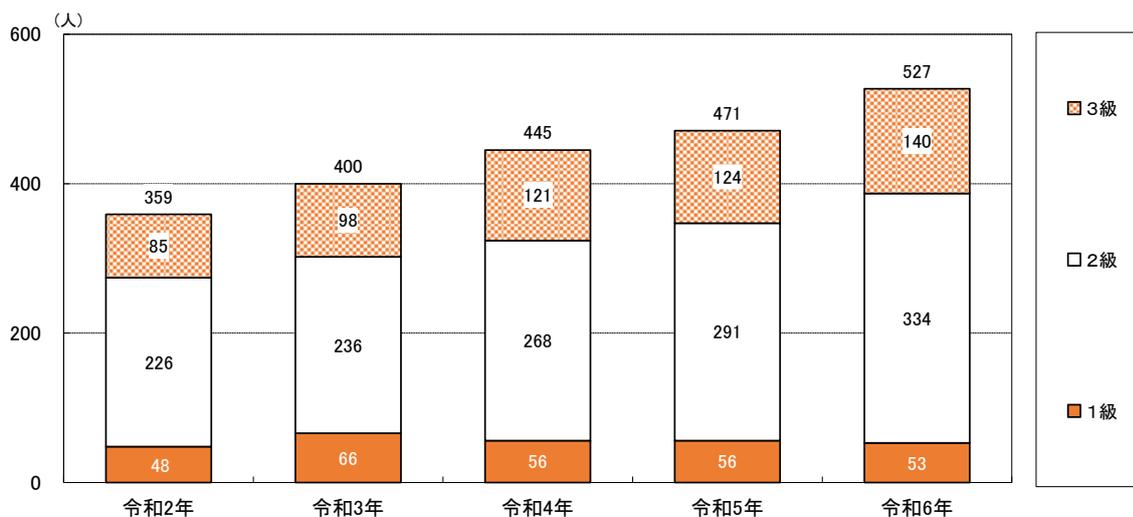
資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(4)精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和6年3月31日時点で527人となっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数も同様に増加しており、令和6年では892人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
程度	1級	48	66	56	56	53
		13.4%	16.5%	12.6%	11.9%	10.1%
	2級	226	236	268	291	334
		63.0%	59.0%	60.2%	61.8%	63.4%
	3級	85	98	121	124	140
		23.7%	24.5%	27.2%	26.3%	26.6%
合計		359	400	445	471	527

資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

○自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	684	364	766	816	892

資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(5) 難病患者等の状況

長期の療養または多額の医療費を必要とする特定の疾病については、患者本人、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の公費負担を県が実施しています。

令和6年3月31日時点の指定難病特定医療費受給者数は415人、小児慢性特定疾病医療受給者数は29人となっています。

○指定難病特定医療費受給者数の推移

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
指定難病特定医療費受給者数	344	379	372	388	415
小児慢性特定疾病医療受給者数	27	38	28	28	29

資料:茨城県竜ヶ崎保健所(各年3月31日現在)

(6) 就学前児童・就学児の状況

幼児教育・保育施設における障害児の預かり状況については以下のとおりです。

小学校と中学校に設置されている特別支援学級については小学校の児童数は一貫して増加傾向が続いており、令和2年から令和6年にかけては約1.5倍となっています。

○障害児保育の実施状況の推移

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼児教育・保育施設 (保育所・幼稚園・こども園)	3	5	4	5	5

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

○特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

(単位:クラス、人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	学級数	21	21	22	22	25
	児童数	108	118	126	130	160
中学校	学級数	11	10	10	10	12
	生徒数	61	56	54	53	69

資料:学校教育課(各年3月31日現在)

3 第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～の進捗状況

本計画を策定するにあたり、各事業・施策において、第4次計画の進捗状況を A～D 判定、判定不可の5段階で評価を行いました。

(次ページ以降の評価の表中の数値は、各基本目標において取り組んだ事業数・施策数を表しています。)

事業の評価	
A	目標を達成している
B	目標をおおむね達成している
C	目標を下回っており、努力が必要である
D	目標を大幅に下回っており、改善を要する
－	評価不可

■第4次計画の体系

基本目標	施策の方向
基本目標1 おもいやりのまちづくり	1 障害者への理解と差別解消の促進
	2 地域福祉活動の促進
	3 生活環境の改善
基本目標2 のびゆくまちづくり	1 保育・療育・教育の充実
	2 生涯学習・余暇活動の推進
	3 就労機会の充実
基本目標3 あんしんのまちづくり	1 保健・医療サービスの充実
	2 福祉サービスの充実
	3 経済的支援の充実
	4 虐待防止と権利擁護の推進
	5 防災・防犯体制の充実

基本目標1 おもいやりのまちづくり

基本目標1は、障害者への理解促進や差別解消に向けた広報・啓発活動、地域における福祉活動やボランティアの育成及び支援、住みよい環境づくりや移動支援に関する施策で構成されています。

B評価(目標をおおむね達成している)が50.0%と最も多く、次いでA評価(目標を達成している)が46.7%となっています。

障害者への理解促進では、さわやかフェアや障害者作品展等の行事を通し、障害のある方とない方の相互交流を行いました。

ボランティアの支援では、手話通訳等のボランティア団体に関して、広報紙やホームページ等で情報の発信を行いました。また、ボランティアの高齢化による活動の機会が減少しており、新たな人材確保が課題になります。

移動支援では、福祉タクシー及びデマンドタクシー「あみまるくん」の利用料助成、地域生活支援事業による移動支援事業を実施しました。

	A	B	C	D	—	合計
1 障害者への理解と差別解消の促進	6	5	0	0	0	11
2 地域福祉活動の促進	1	5	0	0	1	7
3 生活環境の改善	7	5	0	0	0	12
合計	14	15	0	0	1	30
	46.7%	50.0%	0.0%	0.0%	3.3%	100.0%

基本目標2 のびゆくまちづくり

基本目標2は、障害児の保育、療育、教育の支援から障害者の生涯学習活動や余暇活動の推進、就労機会の充実など、日中活動に関わる内容の施策で構成しています。

A評価(目標を達成している)が53.1%と最も多くなっています。

障害児の療育・発達支援に関して、親子相談ルームくれよんで個別相談を行い、専門機関への受診が必要なケースについては、必要な情報の提供を行い、医療機関への受診勧奨を行いました。

生涯学習活動では、さわやかフェアやふれあい地区間事業等でイベント参加への案内を行い、新たな福祉事業所の参画を推進することができました。

雇用の促進では、就職面談への同席や雇用支援機関も含めた支援会議等を行い、連携して取り組むことができました。

利用者の幅広いニーズに対応できるよう、地域資源の拡充を視野に入れて取り組んでいきます。

	A	B	C	D	—	合計
1 保育・療育・教育の充実	7	7	1	0	2	17
2 生涯学習・余暇活動の推進	3	5	0	0	0	8
3 就労機会の充実	7	0	0	0	0	7
合計	17	12	1	0	2	32
	53.1%	37.5%	3.1%	0.0%	6.3%	100.0%

基本目標3 あんしんのまちづくり

基本目標3は、疾病の予防や障害の早期発見、早期対応や地域での診療体制づくりをはじめ、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等の福祉サービスの充実、相談支援体制の拡充、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や権利擁護の推進、防災・防犯対策の充実など、あんしんして生活できるまちづくりに関わる内容の施策で構成しています。

A評価(目標を達成している)が67.3%となっています。

保健・医療サービスの充実では、医療的ケアが必要な障害のある方の個々のニーズや実態に応じて、障害福祉サービス等の支援を行いました。

福祉サービスの充実では、「あみまちの拠点くら・ら」において、相談支援事業、共同生活援助、就労継続支援B型事業及び日中一時支援事業を開始しました。

権利擁護の推進では、広報誌や障害福祉のしおり等を通して、県が実施している「障害者なんでも相談室」の周知を図りました。

防災体制の充実では、地域生活支援拠点「あみまちの拠点くら・ら」と災害協定を締結し、福祉避難所として新規指定をしました。また、避難行動要支援者の優先度を3段階に分け、優先度に応じた支援方法を決定しました。

関係機関との連携を図り、情報や課題の共有を強化していきます。

	A	B	C	D	—	合計
1 保健・医療サービスの充実	7	6	1	0	0	14
2 福祉サービスの充実	20	2	0	0	1	23
3 経済的支援の充実	5	1	0	0	0	6
4 虐待防止と権利擁護の推進	3	1	1	0	0	5
5 防災・防犯体制の充実	2	4	1	0	0	7
合計	37	14	3	0	1	55
	67.3%	25.5%	5.5%	0.0%	1.8%	100.0%

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、町の最上位計画である「阿見町第7次総合計画」の障害者福祉の項目で、「目指すまちの姿」として掲げた「すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。」という考え方を踏襲し、基本理念としました。

障害があっても障害のない方と同じ生活と活動を行い(ノーマライゼーション)、社会から孤立や排除をされずに、それぞれの存在と役割を有して(ソーシャル・インクルージョン)、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指すものです。

また、そのためには、障害者に対して公的な支援だけでなく、地域社会で支え合うことも重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪として、誰もが生きがいを持って暮らせる地域共生社会を目指すものです。

【基本理念】

すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち 阿見



2 基本的視点

本計画の基本理念をもとに、生活全般における障害者施策を展開する上で、次の4つを基本的視点として設定します。

(1)障害のある方の自己決定の尊重

ライフステージの全ての段階において、障害のある方の人権、自己決定の最大限の尊重に留意し、障害のある方が自ら選択・意思決定をすることができるように、自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援について関わりやすい仕組みづくりを進めるとともに、政策、施策などの形成・決定過程への障害のある方の主体的な参加を推進します。

(2)みんなで作る共生社会づくり

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一人ひとりが、障害のある方の自立や社会参加を妨げている「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮」に取り組んでいくことが求められます。障害のある方が地域社会の一員として、あたりまえの生活が送れるよう、地域団体やボランティア、NPO、企業、障害福祉サービス事業所などがより緊密な連携を図るとともに、社会的障壁を取り除き、町民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う共生社会づくりを目指します。

(3)障害者のライフステージを見通した個別支援の提供

乳幼児期から学齢期、青年期、高齢期と移りゆくライフステージに対し、それぞれの段階、それぞれの障害特性で必要となる個別支援の充実を図るとともに、関係機関の連携と情報共有の仕組みづくりにより、障害の内容、性別やライフステージ、障害者の家族等への関係者への支援も含め、切れ目のない継続的で総合的な支援体制の構築を目指します。

(4)すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり

障害者の自立と社会参加をはばんでいる物理的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを取り除いていくこと(バリアフリー)により、障害者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりを目指します。

また、障害者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすい社会づくりという「ユニバーサルデザイン※」の観点から、障害者の利便性を前提とした各種施策の展開を推進します。

※ ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、当初からできるだけ多くの人を利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインするという考え方であり、その対象は、ハード(施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐に渡る。

3 基本目標

基本的視点を踏まえ、基本理念の実現のため、次の3つの基本目標を掲げて各施策の展開を図ります。

基本目標1 おもいやりのまちづくり

障害のある方とない方が共に理解し、支え合い、同じ地域で暮らしていける共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育、ボランティア活動等を通じて障害に対する理解を促進し、交流活動を推進していくことで、障害を理由とする差別の解消につなげていきます。

また、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるためにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや居住環境の整備、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援等の充実に努め、おもいやりのあるまちづくりを目指します。

基本目標2 のびゆくまちづくり

障害のある子どもへの支援においては、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行や、教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援、学校卒業後の生活も視野に入れた切れ目のない支援ができる体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、事業所における障害者雇用の促進・定着、地域資源を活用した福祉的就労の場の拡充を目指すとともに、文化・スポーツなど生涯学習や余暇活動に参加しやすい体制づくりに努め、生きがいのある生活の創造を推進します。こうした保育、療育、教育、就労、生きがいづくりの支援を通じ、障害者がのびゆくまちづくりを目指します。

基本目標3 あんしんのまちづくり

疾病の予防や障害の早期発見、早期対応を進めるとともに、医療費負担の軽減や地域での診療体制づくりなどに努めます。

また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業などの福祉サービスの充実や相談・情報提供体制の拡充、年金・手当等の支給、貸付・割引制度等の活用等の充実に努めます。

さらに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障害がある方の権利や財産などを守る取り組みをすすめるとともに、防災・防犯対策の充実に図り、あんしんして生活することのできるまちづくりを目指します。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主要施策
すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち 阿見	【基本目標1】 おもいやりの まちづくり	1 障害に対する理解促進と 差別の解消	(1)広報活動の充実 (2)交流機会の拡大 (3)福祉教育の充実
		2 地域福祉活動の促進	(1)福祉活動の促進 (2)ボランティア活動の支援
		3 生活環境の充実	(1)住環境の充実 (2)住みよい環境づくり (3)移動支援の推進 (4)情報アクセシビリティの向上及び コミュニケーション支援の充実
	【基本目標2】 のびゆく まちづくり	1 子どもの育ちに 応じた支援の 充実	(1)障害児保育の充実 (2)療育・発育支援体制の拡充 (3)特別支援教育の充実 (4)教育環境の整備
		2 社会参加の促進	(1)生涯学習活動の推進 (2)余暇活動の促進
		3 就労支援の充実	(1)雇用・就労機会の促進・定着支援 (2)福祉的就労の促進
	【基本目標3】 あんしんの まちづくり	1 保健・医療サービスの充実	(1)健康づくりの推進 (2)障害の早期対応体制の充実 (3)医療受診体制の充実 (4)連携体制の強化
		2 福祉サービスの充実	(1)障害者総合支援法によるサービスの充実 (2)在宅サービスの充実 (3)施設・居住系サービスの充実 (4)相談・情報提供体制の充実
		3 経済的支援の充実	(1)年金・手当等の充実 (2)各種支援等の活用促進
		4 虐待防止と権利擁護の推進	(1)障害者への虐待防止 (2)権利擁護の推進
		5 防災・防犯体制の充実	(1)防災体制の充実 (2)防犯体制等の充実

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 おもいやりのまちづくり



1 障害に対する理解促進と差別の解消

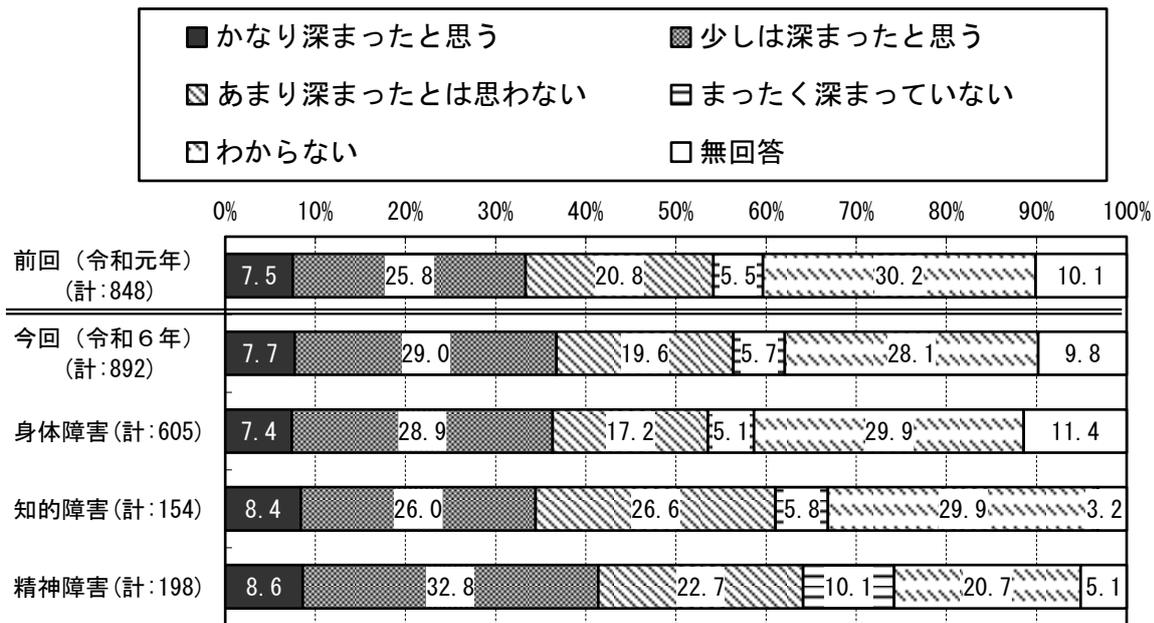
▶現状と課題◀

- 障害の有無にかかわらず、すべての町民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、町民が障害への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき、あらゆる場面における障害のある方への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障害のある方の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての町民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害のある方について理解を深めていくことが重要です。
- 障害者差別解消法における、民間事業者への「合理的配慮の提供」の義務化が令和6年4月に施行されたことなども踏まえて、共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 障害のある方とない方が共に理解し、支え合い、同じ地域で暮らしていける共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育等を通じて障害に対する理解を促進し、交流活動を推進していくことで、障害を理由とする差別の解消につなげていくことが重要です。

▶アンケート調査結果より◀

- ここ数年で、社会全体で障害のある方への理解が深まったか尋ねたところ、全体で「かなり深まったと思う」が7.7%、「少しは深まったと思う」が29.0%と合計36.7%が「深まった」と認識しています。また、「まったく深まっていない」が5.7%、「あまり深まったとは思わない」が19.6%と合計25.3%が「深まっていない」と認識しており、「深まった」の割合が11.4ポイント高くなっています。なお、28.1%が「わからない」と回答しています。
- 障害別でみると、知的障害では「深まった」と回答した割合が、他の障害と比べて低くなっています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、「深まった」の割合が3.4ポイント増加し、「深まっていない」の割合が1.0ポイント減少しています。

■障害別障害のある方への理解の深まりについて



▶施策の方向◀

(1) 広報活動の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
1	○広報あみに障害及び障害福祉施策の特集記事の掲載をする他、町のホームページ等を活用し、障害のある方への理解促進を図ります。 ○障害者総合支援法における福祉サービスの利用促進を充実します。	社会福祉課
2	○町ホームページを活用し、福祉サービスやイベント、障害者団体等の情報提供を進めます。また、障害者団体や施設情報を掲載するなど、情報の提供を推進します。	社会福祉課
3	○障害者週間(12月3日～9日)の行事として、障害のある方の作品展を盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある方への理解の促進と交流機会の拡大を図ります。 ○障害のある方に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図ります。	社会福祉課
4	○国や県と連携し、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害者差別解消法に基づき設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害を理由とする差別解消についての情報共有や課題の整理を図り、効果的かつ円滑な研修活動及び広報・啓発活動を推進します。 ○国の基本方針に基づき、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。	社会福祉課

(2)交流機会の拡大

No.	事業の内容	担当課・関係機関
5	○講演会や、障害者週間にちなんだ作品発表の場など、各種行事の開催を推進します。	社会福祉課
6	○様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や環境づくりを行い、障害者の参画を促し、障害のある方とない方の交流を図ります。 ○今後も合理的配慮を兼ね備えた地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。	社会福祉課
7	○特別支援学校居住地校交流及び特別支援学校の交流により、障害者への理解を深めます。	指導室

(3)福祉教育の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
8	○指導室において、児童、生徒の福祉意識を育てるため、福祉教育の充実に努めます。「総合的な学習の時間」等における福祉教育の実践等を促進し、小中学校の児童、生徒の福祉意識の醸成に努めます。 ○社会福祉協議会において、学習に使用する福祉用具の一部貸出や、ボランティア団体との協同により体験メニューを充実させます。また、学校向けに体験学習メニューの周知を継続します。	指導室 社会福祉協議会
9	○障害を乗り越え活躍する人などを資料にした教材を取り上げたりすることで、福祉教育の充実に努めます。	指導室
10	○教育関係者の障害児理解促進研修会への派遣などにより、福祉教育指導力向上に努めます。	指導室
11	○講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識の普及に努めるとともに自立支援協議会及び専門部会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。	社会福祉課
12	○障害年金制度の説明について、広報あみ等にて周知を図ります。	国保年金課

2 地域福祉活動の促進

▶現状と課題◀

- 少子高齢化の進行、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。
- 障害者が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障害者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。
- 本町では、町民活動センターに登録をしている「保健・医療・福祉活動」の35団体(令和6年11月現在)が、ボランティア活動を実施しています。
- 関係機関等と連携しながらボランティアに対する意義や理解を促進し、人材を確保するとともに、活動の活性化につながる支援が求められています。
- 障害のある方への偏見や理解不足、また障害の特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題があります。しかし、地域住民の障害への理解を深めるためにも、障害のある方が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくらなければなりません。そのためには、障害のある方が地域社会の一員として地域への関心を高めていくことも重要です。



▶施策の方向◀

(1)福祉活動の促進

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
13	○地域における福祉活動を促進します。 ・障害者団体、障害者福祉協議会の活動支援 ・日常生活自立支援事業 ・学校等における福祉教育の促進 ・在宅福祉サービスの促進	社会福祉協議会
14	○民生委員・児童委員へ福祉サービス等の情報を提供し、地域における活動を支援します。 ○社会福祉課や民生委員・児童委員協議会と連携し、支援を必要としている方が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう体制を整えます。	社会福祉協議会

(2)ボランティア活動の支援

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
15	○手話通訳や要約筆記講座等の情報を提供し、専門的なボランティアへの参加を呼びかけるなどの活動を支援します。	社会福祉課
16	○すべての町民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、既存のホームページや広報誌を活用しながら、新たにSNS等も活用して情報発信に力を入れていきます。	町民活動課
17	○阿見町社会福祉協議会登録のボランティア団体に対して、活動の場や情報提供を積極的に支援します。	社会福祉協議会
18	○障害者自身が自らの経験に基づき、障害者の相談に応じるピアカウンセリングを推進するため、ピアカウンセラーの養成を推進します。	社会福祉課

3 生活環境の充実

▶現状と課題◀

- 障害のある方が自らの希望した場所へ安全かつ自由に移動し、安心して生きがいのある充実した生活を送るためには、日常生活を取り巻くあらゆる環境において快適性や安全性が確保されることが重要です。
- 障害のある方の安全・安心の確保に必要な支援は多岐にわたり、都市基盤となる公共施設、道路環境などのバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障害のある方の利便性に配慮した環境の整備が必要です。
- 本町の外出の支援としては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち移動支援事業の実施のほか、福祉タクシー利用料助成、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業なども実施しています。また、すべての公共施設の駐車場に障害者用駐車場も確保しています。
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害のある方による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障害のある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取り組みを通じて情報アクセシビリティ※の向上を一層推進する必要があります。
- 障害のある方が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

▶アンケート調査結果より◀

- 外出するときに困ることはあるかを尋ねたところ、全体で「道路などに段差がある」(16.5%)、「階段の上り下りがむずかしい(エレベーター設備が少ない)」(14.6%)、「障害者用駐車場が少ない」(14.5%)、「休息できるベンチなどが少ない」(12.4%)などが上位に挙げられています。なお、35.3%が「特にない」と回答しています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、全体では「道路などに段差がある」が最も多いのに対し、令和元年調査では「障害者用駐車場が少ない」(15.6%)となっています。

※情報アクセシビリティとは…「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされており、情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものです。

■外出時に困ること

単位：%

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
道路などに段差がある	13.9	16.5	19.5	10.4	13.1
階段の上り下りがむずかしい(エレベーター設備が少ない)	13.9	14.6	19.0	11.7	12.6
障害者用駐車場が少ない	15.6	14.5	18.7	13.0	8.1
休息できるベンチなどが少ない	13.3	12.4	14.0	9.1	13.6
歩道が狭い	11.9	12.2	10.6	14.9	15.7
障害者用トイレが少ない	11.0	9.3	11.6	9.7	7.1
交通機関の利用(乗り降り)が困難	7.9	8.6	10.6	7.8	4.5
人の目が気になる	6.6	6.5	3.0	11.0	15.2
外出の介助者がいない	4.0	5.4	5.8	7.8	8.6
コミュニケーション支援がない	3.2	3.4	2.3	9.7	3.5
手すり・点字ブロックが不十分	2.9	2.0	2.5	0.6	2.5
その他	5.0	6.5	5.3	7.1	12.1
特にない	36.0	35.3	32.2	37.7	34.3
無回答	15.6	12.3	13.9	7.8	6.1

▶施策の方向◀

(1)住環境の充実

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
19	○町営曙アパートについては、今後の長寿命化改修計画により、障害者や高齢者が安心して快適に生活できるためのバリアフリー化住戸提供に取り組めます。	都市整備課
20	○住宅の増改築、補修、住居の移転等、一時的に必要となる費用を賄うための貸付により、経済的自立を図り、安定した生活を送れるように支援します。 ○しゃきょうだより等への制度案内を掲載するなど引き続き町民への周知に努め、関連機関と連携をとりながら相談者に丁寧な説明を行うことで制度を理解した上での利用につながるよう努めます。	社会福祉協議会
21	○障害のある方がより生活しやすくなるよう、住宅改造費の助成について制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	社会福祉課

(2)住みよい環境づくり

No.	事業の内容	担当課・関係機関
22	○道路や公園等の都市施設の整備にあたっては、国や県の方針、バリアフリー法や県「ひとにやさしいまちづくり条例」、ユニバーサルデザインの考え方などにに基づき、福祉の視点を活かした整備を推進します。	道路課 都市整備課
23	○歩道の設置、歩道の段差解消、緩やかな勾配、交差点の安全確保等を推進します。	道路課 都市整備課
24	○役場の窓口については、職員に対し障害者等に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウターの設置、手話や筆談、機器による対応等、障害特性を考慮した合理的な配慮により利用しやすい対応に努めます。	関係各課
25	○障害者等が周囲に支援を求めることができるよう支援のきっかけづくりを行うなど、障害者等をサポートする合理的な仕組みづくりの検討を行うとともに、職員の障害や障害者等への理解を促進するための啓発を行います。	社会福祉課
26	○地域住環境の整備のほか、生活空間のバリアフリー化の推進や移動しやすい環境の整備が行われるよう、障害理解の促進をし、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 管財課
27	○道路パトロールを強化し、主要な歩道について重点的に点検を行い、支障個所の改善を図ります。	道路課
28	○障害者専用駐車場や「身障者等用駐車場利用証」の交付について周知を図り、理解と協力を呼びかけます。	社会福祉課

(3)移動支援の推進

No.	事業の内容	担当課・関係機関
29	○障害者や高齢者の行動圏の拡大を図り、社会参加を促進するため、福祉タクシー及びデマンドタクシーあみまるくんの充実、同行援護や移動支援事業の利用促進を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 都市計画課
30	○免許取得や自動車改造の経費助成等、自動車を交通手段として利用している障害者への支援を充実します。	社会福祉課

(4)情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
31	○意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者派遣の利用の推進及び手話奉仕員・要約筆記ボランティアの養成を行うことにより、手話の普及及び意思疎通支援を推進します。 ○手話通訳者や要約筆記者の担い手を確保するため、近隣自治体と連携し、養成講座を開催します。 ○手話言語条例の制定に向けて検討します。	社会福祉課
32	○情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ヘルプカード、コミュニケーション支援ボード、ICTなどを活用したコミュニケーション支援の充実を図ります。	社会福祉課
33	○町ホームページや広報紙などで、文字の大きさやレイアウトなど、障害者の利用にも配慮した構成への改善を進めます。 ○秘書広聴課において、総務省が規定しているウェブアクセシビリティ※のJIS規格に準拠したホームページを運営します。 ○社会福祉課において、耳の不自由な方に対する配慮として、窓口に磁気ループシステムの活用を実施します。	社会福祉課 秘書広聴課
34	○住民の生活に必要な行政情報や広報紙の内容について、情報の新鮮さを失わないよう、作業工程への工夫や作業の効率化に努め、ボランティア団体と連携し、点訳や朗読、SPコード等による情報提供を進めます。	社会福祉課 秘書広聴課
35	○保健、医療、福祉情報や福祉機器情報等、障害者が必要とする幅広い情報をファックス、メール、インターネット等を活用し、円滑に提供できる体制の整備を検討します。	社会福祉課

※ウェブアクセシビリティ…「誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること」の維持・向上に向けた公的機関の取り組みを支援することを目的とした手順書。

基本目標2 のびゆくまちづくり



1 子どもの育ちに応じた支援の充実

▶現状と課題◀

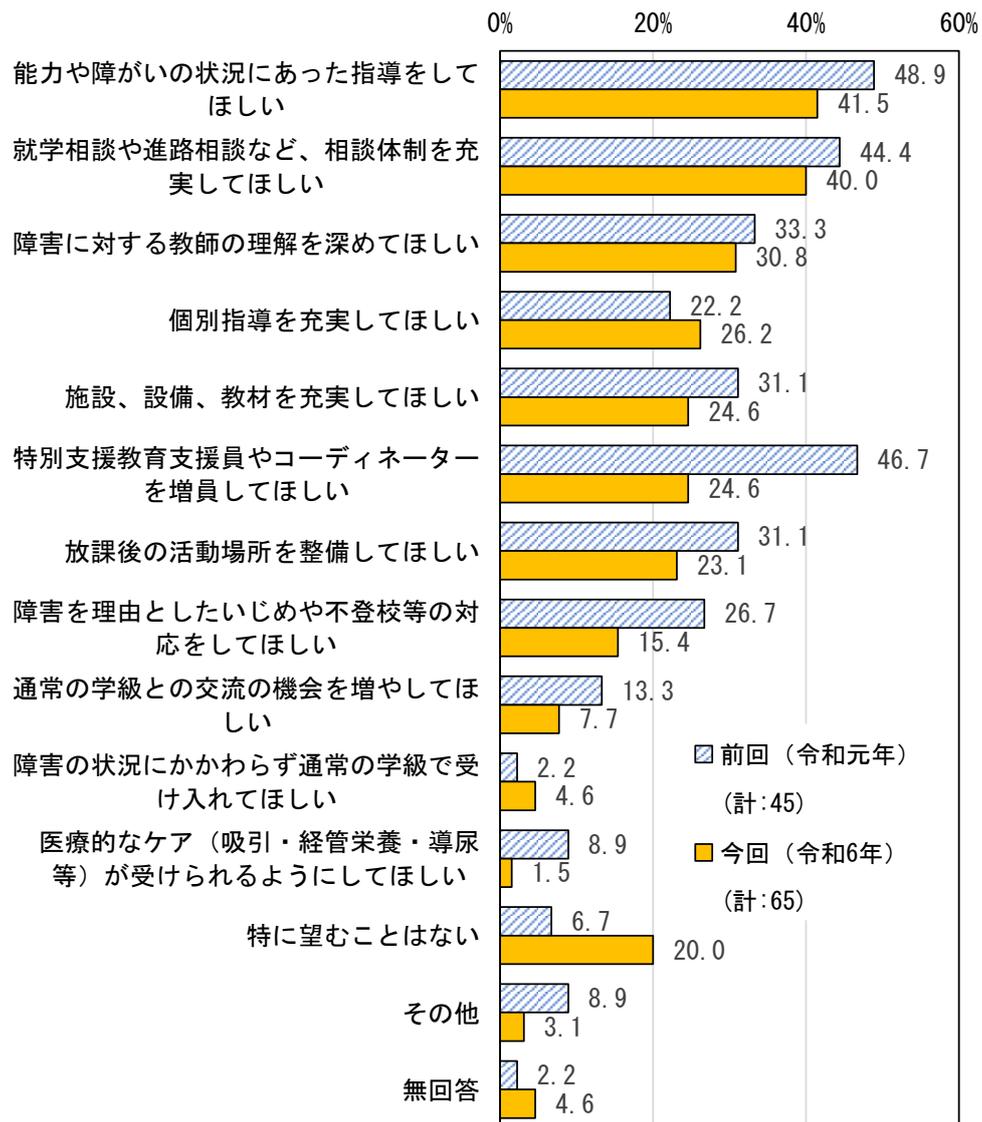
- 子どもの障害は、気づきの段階から継続的な支援を行うことが重要なため、早期発見と早期療育が求められています。
- 障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。
- 保護者にとって、子どもの病気や障害に対する悩みを抱えながら育児を行うことは、大きな不安が伴います。保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障害の早期発見及び相談支援体制を充実していく必要があります。
- 近年、障害のある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず学びが受けられるようインクルーシブ教育※の整備が求められるとともに、障害のある子どもの個々の教育的ニーズに的確に応える指導も求められています。
- 障害のある子どもの自立と社会参加に向けた取り組みを支援する視点から、子どもの交流機会の確保や障害に対する理解促進、医療的ケアを必要とする子どもやその家族の負担軽減を図るなど、障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制の充実を図ることが必要です。

▶アンケート調査結果より◀

- 園・学校などに望むことについては、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が41.5%と最も多く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」(40.0%)、「障害に対する教師の理解を深めてほしい」(30.8%)、「個別指導を充実してほしい」(26.2%)などが上位に挙げられています。
- 令和元年調査と全体を比較して、回答の割合が減少しているものが多く、なかでも「特別支援教育支援員やコーディネーターを増員してほしい」は22.1ポイント減、「障害を理由としたいじめや不登校等の対応をしてほしい」が11.3ポイント減少しています。

※インクルーシブ教育…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達せ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

■園・学校などに望むこと



▶施策の方向◀

(1)障害児保育の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
36	○障害児保育としての定員数は定めていませんが、公立保育所及び私立保育園等で障害児保育の実施体制をとっています。集団保育・教育が可能な障害児の、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促し、必要に応じて保育所での加配保育士の配置や障害のない児童との統合保育を進めます。	子ども家庭課

(2)療育・発育支援体制の拡充

No.	事業の内容	担当課・関係機関
37	○障害児をもつ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課 指導室 子ども家庭課
38	○発達の遅れのある乳幼児の保護者等に対して連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学齢期にかけて連携した相談体制がとれるよう努めます。	健康づくり課 指導室
39	○健診事後相談事業として実施している「親子相談ルームくれよん」等において、発達支援を行うとともに、医療機関・保健所等の専門機関についての情報提供を行います。	健康づくり課
40	○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業の実施をします。	社会福祉課
41	○在宅の障害児がより身近な場所で療育訓練を受けられるよう、障害児療育事業(つぼみ教室)を実施します。	社会福祉課
42	○児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施し、障害のある子どもの日常生活動作や生活に必要な能力の向上等を図ります。 ○自立支援協議会や専門部会等を活用し、専門機関の教育研修制度の活用等を検討します。	社会福祉課
43	○児童発達支援センターの設置に向け取り組みます。	社会福祉課

No.	事業の内容	担当課・関係機関
44	○県や関係機関と連携をし、医療的ケア児への支援の充実を推進します。	社会福祉課

(3)特別支援教育の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
45	○障害の程度、種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関との連携強化、障害児教育に関する情報提供の充実、障害児をもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。	指導室
46	○県が実施している「巡回相談」(教育学、医学、心理学等の専門家で構成する総合診断チームによる相談)の周知に努めます。	指導室
47	○特別支援学級等において、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育を推進できるよう、関係機関に働きかけていきます。	指導室
48	○学校や教育委員会等、関係機関と連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、体制整備を図ります。	社会福祉課
49	○障害児の自立と社会参加を目指して、特別支援学校への体験学習参加などを案内します。	社会福祉課 指導室

(4)教育環境の整備

No.	事業の内容	担当課・関係機関
50	○障害の特性に応じた教育を進めるため、障害児や障害の傾向をもつ児童の動向、保護者の意向を踏まえながら、特別支援学級及び特別支援教育支援員の充実を図ります。	学校教育課 指導室
51	○長寿命化改修工事及び大規模改修工事に併せて多目的トイレの設置、各施設へのスロープ設置等、教育環境の整備推進に努めエレベーター設置も併せて検討します。	学校教育課
52	○教育課程や現場実習の充実等、一人ひとりの特性に応じた就労に結びつくキャリア教育の充実を図ります。	指導室

2 社会参加の促進

▶現状と課題◀

- スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。障害者を対象としたスポーツや文化活動を提供し、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、生きがいを支援することが重要です。
- 障害者の自己表現や社会参加の意欲が年々高まっています。生涯学習やレクリエーション、文化活動は、生きがいの創造や社会参加への意欲を高めていく上で極めて大事であることから、教育・文化活動など多様な活動の機会を創出していく必要があります。
- 地域の交流・見守りの場を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題も顕在化しています。障害者やその家族等に対しての居場所を創出していく必要があります。

▶アンケート調査結果より◀

- 趣味や学習、スポーツ活動をするときに困ることを尋ねたところ、全体で「一緒に参加する友人、仲間がない」(15.5%)、「言いたいことがうまく伝わらない」(13.2%)、「障害のない大勢の人たちの中に入っていくのに気がひける」(12.6%)などが上位に挙げられています。なお、44.8%が「特にない」と回答しています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、わずかながら回答の割合が増加しているものが多く、「言いたいことがうまく伝わらない」が2.4ポイント増、「一緒に参加する友人、仲間がない」が1.7ポイント増、「介助者に気をつかう」が1.6ポイント増となっています。
- 障害者がより気軽にスポーツや趣味、学習に取り組むための方策について検討する必要があります。

■趣味や学習、スポーツ活動をするときの困りごと

単位：%

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
一緒に参加する友人、仲間がない	13.8	15.5	11.9	22.1	26.8
言いたいことがうまく伝わらない	10.8	13.2	7.4	33.8	18.2
障害のない大勢の人たちの中に入っていくのに気がひける	13.4	12.6	9.4	22.1	19.2
活動のための情報が少ない	11.2	11.5	8.9	14.9	18.2
障害者が参加できる講座・イベントなどが少ない	11.1	10.8	8.4	22.7	13.6
施設や設備が障害者に配慮されていない	6.1	6.1	6.1	8.4	5.6
介助者がいない	4.4	4.0	3.8	5.8	5.1
介助者に気をつかう	1.8	3.4	3.3	2.6	5.6
その他	4.5	5.3	4.3	5.2	7.1
特にない	45.2	44.8	49.9	31.2	36.4
無回答	17.3	14.3	16.7	9.7	7.6

▶施策の方向◀

(1)生涯学習活動の推進

No.	事業の内容	担当課・関係機関
53	○障害者、高齢者向けの各種講座、教室等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、活動場所の確保に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課 中央公民館
54	○障害者の文化芸術に対する興味関心を高めるとともに、一般の各種講座、教室等に障害者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化など環境整備に努めます。	社会福祉課 生涯学習課
55	○さわやかフェアを活用し、障害者の社会参加の促進、障害者や障害者団体、障害者支援施設との交流を図ります。	社会福祉課
56	○さわやかフェアやふれあい地区館事業など、障害者も参加しやすい、イベントへの参加を促進します。	社会福祉課 中央公民館 秘書広聴課

(2)余暇活動の促進

No.	事業の内容	担当課・関係機関
57	○障害児が将来充実した生活を送れるよう、療育支援を行う障害児福祉サービス事業所等との連携を図ります。 ○障害福祉サービスの利用を促進する観点から、療育支援事業により地域で療育指導・相談が出来、障害のある方とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。	社会福祉課
58	○県や関係機関が主催するスポーツ活動等の情報提供を進め、参加を促進します。	社会福祉課 生涯学習課
59	○総合運動公園の運動施設等において、障害者も使用しやすい施設となるよう努めます。	社会福祉課 生涯学習課
60	○障害者がスポーツやレクリエーションに親しむ機会を増やすために、障害に理解のあるスポーツ推進員など指導員等の人材養成を推進します。	社会福祉課 生涯学習課

3 就労支援の充実

▶現状と課題◀

- 障害のある方が、希望に応じて働くことは、生きがいや社会参加の促進につながります。職場の方々にとっても、障害のある方と一緒に働き交流をすることで、障害への理解を深めることができます。
- 近年では、障害者雇用促進法の改正により、民間企業での法定雇用率の引き上げや、適用される障害の範囲が拡大し、障害のある方が働くことができる環境づくりが求められています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、在宅勤務などの多様な働き方が広がっています。
- 今後も公共職業安定所や関係機関などと連携し、雇用機会を拡大するため企業などに障害のある方の雇用の理解を求めるなど、障害のある方が安心して働ける環境を整備することが必要です。
- 令和7年10月施行予定の就労選択支援事業に関する国の動向を注視し、障害のある方にとってより良い働き方や就労先の選択ができるように支援していく必要があります。
- 福祉的就労の場の確保に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設などが提供する物品・役務の受注機会の拡大を推進する必要があります。さらに、農業と福祉の連携など、様々な分野での新たな取り組みを支えることも大切です。

▶アンケート調査結果より◀

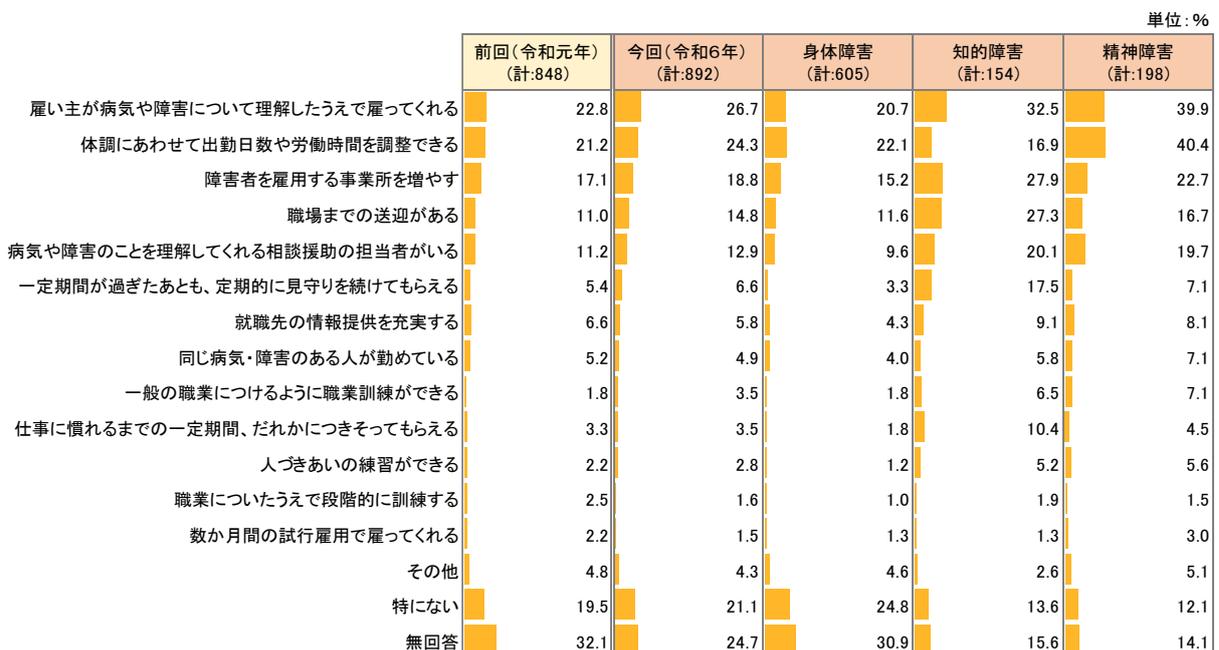
- 調査対象者に、どのような条件が整えば働きやすくなるか尋ねたところ、全体で「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」が26.7%と最も多く、次いで「体調にあわせて出勤日数や労働時間を調整できる」(24.3%)、「障害者を雇用する事業所を増やす」(18.8%)などが上位に挙げられています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、回答の割合が増加しているものが多く、「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」が3.9ポイント増、「職場までの送迎がある」が3.8ポイント増、「体調にあわせて出勤日数や労働時間を調整できる」が3.1ポイント増となっています。
- 回答の割合が増加しているものは、いずれも職場の理解・協力が欠かせない内容となっており、企業に対するさらなる働きかけについて検討する必要があります。

■町内の福祉的就労支援施設

施設名	住所地	運営主体	業務形態	定員	登録人数	利用人数
AMI 福祉工場	阿見町福田	社会福祉法人あすなる会	就労継続支援 B 型	25	24	24
恵和社会復帰センター	阿見町若栗	社会福祉法人恵和会	就労継続支援 B 型	20	25	12
ワークステーション 若草園	阿見町阿見	社会福祉法人若草園	就労継続支援 B 型	20	21	21
阿見町障害者支援センター	阿見町阿見	社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会	就労継続支援 B 型	10	10	10
就労継続支援 B 型 コトリノ木	阿見町阿見	特定非営利活動法人 ハチドリ	就労継続支援 B 型	20	10	10
多機能型事業所 アミアス	阿見町うづら野	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会シオン	就労継続支援 B 型	20	10	9
特定非営利活動法人 いろいろ	阿見町実穀	特定非営利活動法人 いろいろ	就労継続支援 B 型	20	2	2
日中活動支援 虹色	阿見町実穀	社会福祉法人美しの森	就労継続支援 B 型	20	23	23
就労支援センター tetote	阿見町阿見	合同会社 tetote	就労継続支援 B 型	20	28	28
ThornCastle☆STAR	阿見町中郷	一般社団法人 配慮者支援協会	就労継続支援 B 型	20	12	12
			就労移行支援	6	1	0
就労継続支援 A 型事業所 ワークラボ	阿見町住吉	ワークラボ株式会社	就労継続支援 A 型	20	22	22
いいはたらくばトポス本郷	阿見町荒川本郷	一般社団法人おひさま	就労継続支援 A 型	10	4	4
合 計				231	192	177

資料:社会福祉課(令和6年10月1日現在)

■障害者が働きやすくなる条件



▶施策の方向◀

(1)雇用・就労機会の促進・定着支援

No.	事業の内容	担当課・関係機関
61	○障害者の法定雇用率改定などを知らせるとともに、障害者雇用機会創出事業に基づくトライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)制度などについての情報提供に努め、障害者雇用について企業等への啓発を進めます。	社会福祉課
62	○町役場や町行政関係機関での雇用や、清掃業務などの委託業務に関して、優先的に障害者の雇用が進むよう配慮します。 ○社会福祉課において、一般就労した障害のある方が、長く安定して働き続けられるよう、障害のある方や企業、関係機関などとの連絡調整や問題解決に向けた取り組みを支援します。 ○適宜必要な就労支援を受けて一般就労に結びつくよう、障害福祉サービス事業所及び公共職業安定所・障害者職業センター等との連携を推進します。	人事課 社会福祉課 商工観光課
63	○土浦公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を深め、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
64	○障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型・B型)などの訓練等給付による一般就労に向けた支援の充実を図ります。	社会福祉課
65	○令和7年10月施行予定の就労選択支援事業に関する国の動向を注視し、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。	社会福祉課
66	○国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、町広報紙などの媒体を利用して、雇用促進キャンペーンを実施する等、障害者雇用の広報啓発活動の充実を努めます。	社会福祉課

(2)福祉的就労の促進

No.	事業の内容	担当課・関係機関
67	○地域活動支援センターに対して運営支援を行うとともに、創作的活動や生産活動機会の提供、社会との交流、ピアカウンセリング機能などにより、充実した日常生活や社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
68	○障害者優先調達法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を推進し、施設外での福祉的就労の場の提供等に努めます。	社会福祉課 庁内各課

基本目標3 あんしんのまちづくり

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 保健・医療サービスの充実

▶現状と課題◀

- 乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療や生活習慣病予防のためには、ライフステージに応じた各種健康診査や健康教育・相談の取り組みが重要となっています。
- 保健サービスに関しては、「あみ健康づくりプラン21」に沿って、障害者はもとより町民全体に向けた健康づくり事業を実施しています。
- 今後も障害のある方が安心して医療を受けることができ、生涯にわたって健康的に暮らすことができる環境づくりのためには、保健・医療の充実を図るとともに、保健、医療、福祉の連携を緊密化し、総合的なサービス提供体制を構築することが重要です。
- 令和3年9月に、医療的ケアが必要な子どもを育てる家族の負担を軽減し、子どもの健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が施行されました。重症心身障害者の医療的ケアなど、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、一人ひとりの状況に対応できるきめ細かな支援に取り組んでいくことが必要です。

▶アンケート調査結果より◀

- 調査対象者に健康管理や医療について困ったことを尋ねたところ、全体で「医療機関が遠い」(16.5%)、「医療費の負担が大きい」(14.2%)などが上位に挙げられていますが、「特に困ったことはない」が43.7%と最も多くなっています。
- 障害種別で見ると、身体障害と精神障害では「医療機関が遠い」、「医療費の負担が大きい」などが上位に挙げられています。知的障害では、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」、「障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」などが上位に挙げられています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、回答の割合が増加した項目が多く、「医療機関が遠い」が4.0ポイント増、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」が3.4ポイント増となっています。

■健康管理や医療で困ったこと

単位：%

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
医療機関が遠い	12.5	16.5	15.0	14.3	23.7
医療費の負担が大きい	12.1	14.2	12.9	5.2	24.7
専門的な治療を行っている医療機関が近くにない	7.7	11.1	10.7	15.6	10.6
障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない	5.3	6.5	4.8	14.3	10.6
入院するときにつきそいをしてくれる人がいない	4.2	6.4	7.1	3.9	7.1
往診を頼める医師がいない	5.7	5.3	6.1	3.9	4.5
定期的に健康診断を受けられない	3.1	4.4	3.5	6.5	9.1
受診手続や案内などがわかりにくい	2.9	3.0	2.3	1.9	3.5
その他	5.0	5.9	5.0	5.8	9.1
特に困ったことはない	45.8	43.7	45.1	46.8	30.8
無回答	16.4	12.1	13.4	11.7	10.1

▶施策の方向◀

(1)健康づくりの推進

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
69	○乳幼児健康診査を実施し、疾病・障害等の早期発見、早期対応を図り発達支援を推進します。	健康づくり課
70	○将来的な障害の原因となりうる生活習慣病の予防・改善のために健康診査及びがん検診事業を実施します。また、受診率向上に努めます。	国保年金課 健康づくり課
71	○医療終了後も継続して機能訓練の必要な人に対し、心身の機能の維持回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を支援します。	社会福祉課
72	○医療的ケアが必要な子どもやその家族が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めるとともに、地域生活の向上が図れるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関による支援体制を整えます。	社会福祉課

(2) 障害の早期対応体制の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
73	○身体障害者や知的障害者の自立や更生、社会参加などを図るため、医師などによる専門的な立場から助言や指導を行う茨城県福祉相談センターの周知に努めます。	社会福祉課
74	○町民の疾病の早期発見・早期治療の対応を、適切、効果的に進めるため、保健指導の充実を図ります。	健康づくり課
75	○保健、医療、福祉の連携を含め、総合的な相談支援体制の強化に努めます。 ○社会福祉課において、自立支援協議会にて専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。 ○社会福祉課において、障害のある方が住み慣れた地域で暮らすために、地域の相談支援体制について専門部会にて課題別に検討します。	社会福祉課 健康づくり課
76	○こころの病気を心配している人やその家族等に対して相談支援を行い、こころの病気の早期発見に努め、こころの健康の保持増進を図ります。	健康づくり課

(3) 医療受診体制の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
77	○障害の軽減を図り、必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費の給付や重度心身障害者医療費助成の周知方法の拡充を図ります。	社会福祉課 国保年金課

(4)連携体制の強化

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
78	○障害者や高齢者等が家庭や地域において、安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者による活動を強化します。 ○すべての要援護者を対象とした茨城型地域包括ケアシステムの理念及び、国が示す精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取り組みを推進し、保健・医療・福祉関係者による活動を強化します。	社会福祉課
79	○自立支援協議会等により、地域全体で総合的かつ効率的に各種の在宅サービスを提供できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
80	○地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの体制を活用するほか、障害の重度化を予防するため啓発活動を行います。	社会福祉課
81	○在宅障害者や難病患者の在宅療養生活の把握については、相談支援事業所やサービス提供事業所との情報交換などにより連携を深めます。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
82	○医療的ニーズの高い重症心身障害児や医療的ケア児などが地域で適切な支援が受けられるよう、障害児福祉サービス事業所や医療機関との連携を図るための体制を検討します。	社会福祉課

2 福祉サービスの充実

▶現状と課題◀

- 障害のある方やその家族が生涯に渡り安心して安定した生活を送るためには、そのニーズや特性に応じた生活支援サービスが提供されるとともに、複雑化・複合化するすべての障害のある方に対して、様々な関係機関による支援が必要です。
- 国では、障害のある方の重度化や高齢化、親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点等の整備を呼び掛けるなか、本町では令和4年4月に『あみまちの拠点くら・ら』を設置し、障害のある方々の高齢化や重度化、親亡きあと問題など、多様化する福祉課題に対応するための機能をワンストップで備えています。
- 障害のある方が、身近な地域で自ら選択して必要な障害福祉サービスを受けられるよう関係機関などと連携し、障害のある方やその家族などの介護者への相談支援やわかりやすい障害福祉サービスの提供に努めるなど、障害のある方に寄り添った切れ目のない支援を提供する包括的な仕組みを構築する必要があります。
- 茨城県の精神保健福祉センター及び保健所と連携し、ひきこもり等の特定課題にも取り組み、ひきこもり者やその家族への相談支援体制の充実を図ります。

▶アンケート調査結果より◀

- 福祉サービスを利用して、何か不便なことや困ったことがあったか尋ねたところ、全体で「事業者はどこがよいかわからない」(7.0%)、「サービスの量(時間、回数)が不十分」(4.7%)、「利用負担があるためサービスが使いづらい」(3.9%)などが挙げられています。なお、「わからない(特にサービスを利用していない)」が27.0%、「特に困ったことはない」が32.2%となっています。
- 令和元年調査と全体を比較すると、回答の割合が減少しているものが多く、「事業者はどこがよいかわからない」が3.7ポイント減、「利用してトラブルがあった」が3.2ポイント減、「サービスの量(時間、回数)が不十分」が2.4ポイント減となるなど、利用環境の改善が進んでいる様子が窺えます。
- ひきこもりの方へどのような支援が必要か尋ねたところ、全体では「気軽に相談できる窓口の設置」が44.1%で最も多く、次いで、「生活の支援」(41.9%)、「悩みを話し合い、集まれる場所の紹介や設置」(32.4%)、「就労や就学に向けた支援」(30.1%)などが上位に挙げられています。

■福祉サービス利用における不便なこと

単位：%

	前回(令和元年) (計:281)	今回(令和6年) (計:790)	身体障害 (計:520)	知的障害 (計:147)	精神障害 (計:176)
事業者はどのがよいのかわからない	10.7	7.0	3.5	13.6	10.2
サービスの量(時間、回数)が不十分	7.1	4.7	4.2	8.8	5.1
利用負担があるためサービスが使いづらい	6.0	3.9	3.5	4.1	5.7
利用したいサービスが利用できなかった	6.0	3.4	2.7	7.5	5.1
契約の方法がわからなかった(わかりにくかった)	2.1	2.9	1.5	5.4	4.5
利用してトラブルがあった	5.0	1.8	0.8	4.8	1.7
その他	3.2	3.7	3.1	3.4	5.7
わからない(特にサービスを利用していない)	10.7	27.0	27.3	17.0	31.8
特に困ったことはない	40.2	32.2	30.2	44.2	32.4
無回答	22.1	24.7	30.0	10.9	14.2

■ひきこもりの方への支援

単位：%

	今回(令和6年) (計:136)	身体障害 (計:41)	知的障害 (計:14)	精神障害 (計:88)
気軽に相談できる窓口の設置	44.1	31.7	35.7	50.0
生活の支援	41.9	31.7	21.4	47.7
悩みを話し合い、集まれる場所の紹介や設置	32.4	26.8	28.6	37.5
就労や就学に向けた支援	30.1	22.0	35.7	34.1
医療機関の紹介	25.7	12.2	0.0	34.1
自宅への訪問支援	22.1	17.1	14.3	26.1
福祉サービスの申請支援	11.8	12.2	0.0	12.5
その他	5.1	7.3	0.0	6.8
わからない	20.6	26.8	35.7	17.0
無回答	1.5	0.0	7.1	1.1

▶施策の方向◀

(1)障害者総合支援法によるサービスの充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
83	○国の動向を見極めながら、障害者総合支援法について、町広報紙への掲載やパンフレットの配布などにより、できるだけ多くの方々に周知できるよう努めます。	社会福祉課
84	○自立支援給付や地域生活支援事業について、サービス提供事業者や関係機関と連携し、個々のケースに応じて必要とされるサービスや提供量の確保、質的向上、障害福祉分野における人材の確保に努めます。	社会福祉課
85	○制度の円滑な利用を進めるため、サービス提供事業者と連携し、サービス利用上のニーズ等への対応に努め、適正なサービス利用を促進します。	社会福祉課

(2)在宅サービスの充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
86	○補装具の給付事業や地域生活支援事業における日常生活用具の給付事業の周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課
87	○基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
88	○社会参加を促進するために地域生活支援事業を活用し、手話通訳者の派遣などのコミュニケーション支援を推進します。	社会福祉課
89	○難病患者に対して、在宅生活を安心して送れるよう障害福祉サービス等による支援を行うとともに、事業の周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課
90	○阿見町高齢者等ごみ出し支援事業により、日常生活において家庭から排出されるごみを所定のごみ集積場所に搬出することが困難な世帯を対象に、ごみの戸別収集を行うことで、住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることが出来るよう支援を行います。	廃棄物対策課 高齢福祉課 社会福祉課

(3)施設・居住系サービスの充実

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
91	<p>○サービス等利用計画を活用し、障害のある方の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある方が地域において自立した生活を送れるよう支援します。</p> <p>○医療的ケアや強度行動障害等の障害がある方も含め受け入れ先の確保に向けた取り組みの検討を行います。</p>	社会福祉課
92	<p>○障害のある方の日中活動の場の確保のため日中一時支援を継続して実施し、障害のある方の家族の一時的な休息等の支援を行います。</p> <p>○ニーズに応じた短期入所事業者誘致を図ります。</p>	社会福祉課
93	<p>○地域で独立した生活を求めている障害者が、地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいて既存施設の活用を図るとともに、ニーズに応じた障害福祉サービス事業者の誘致を図ります。</p>	社会福祉課
94	<p>○障害の内容、程度に応じた障害者のニーズに適切に対応するため、施設の役割、地域のバランスを考慮したうえで、近隣施設との連携を強化し、利用を円滑に進めるとともに、社会福祉法人等による障害者関連施設づくりを支援し、誘致を図るなど、サービス提供事業者の拡大に努めます。</p>	社会福祉課

(4)相談・情報提供体制の充実

No.	事業の内容	担当課・関係機関
95	○町内外の相談支援関係機関との連携を図るなど、情報や課題の共有を行い、個人情報の取扱いや活用方法について検討し推進していきます。	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭課 健康づくり課 町民活動課 学校教育課 生涯学習課 指導室
96	○障害・難病・高次脳機能障害の相談や情報提供を実施する県福祉相談センター等関係機関の周知を図ります。	社会福祉課
97	○地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるようプログラムの充実だけでなく、地域交流を促進します。 ○精神障害者の家族が孤立しないよう家族会を支援し、当事者の家族に対する支援を推進していきます。 ○精神障害に対する適切な医療を確保できるよう、自立支援医療（精神通院）により、通院医療費の負担軽減を図ります。 ○自立支援協議会を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための精神障害にも対応した地域包括ケアシステム体制について検討します。	社会福祉課
98	○研修による職員の資質向上等を通して、福祉部門における障害者に関連する情報提供・相談機能の向上に努めます。 ○町委託相談支援事業所の機能評価及び基幹相談支援センターやあみまちの拠点くららの実績評価を行います。	社会福祉課
99	○特定指定相談支援事業所の設置、運営を進め、在宅の障害者一人ひとりのニーズや障害の程度を踏まえたサービスの提供、調整、フォローアップ等を一貫して行うケアマネジメント体制を推進します。 ○障害者等やその家族、関係機関が活用できるよう、福祉サービス事業所に関するガイドブックを作成します。	社会福祉課
100	○在宅の障害者に対し、必要な情報の提供、相談等を行う伴走型の相談体制の充実を図ります。 ○町委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、あみまちの拠点くらら、その他の福祉サービス事業所等、他法制度等の多くの資源による連携強化を推進します。	社会福祉課

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
101	<p>○ひきこもり者及び家族等への支援では、茨城県の「ひきこもり相談支援センター」をはじめとする関係機関と連携し、個人の状態に応じた継続的な支援を図ります。また、保健所と連携し、精神科医等による専門相談につなげるなど、ひきこもり者の自立、回復を促進します。</p> <p>○教育関係機関、生活困窮者自立支援制度関係機関、基幹相談支援センター等との連携に努め、必要時には自宅訪問を行い状況把握に努めます。</p>	社会福祉課

3 経済的支援の充実

▶現状と課題◀

- 障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障害者やその家族の生活を安定させる上で大きな役割を果たしています。また、このほかにも障害者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR等の鉄道運賃及び有料道路の割引等の制度があります。
- 本町では、国や県、町の制度に基づき、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当、難病患者福祉手当などを支給しています。また、税金の軽減、非課税制度、公共施設利用料などの減免も実施しています。
- 阿見町社会福祉協議会では、「生活福祉資金の貸付事業」(県社協)の周知を図り、生計の維持が困難となった世帯に対して、生活再建までの取り組みを支援しています。

▶アンケート調査結果より◀

- これから特にどのような施策に力を入れてほしいと思うか尋ねたところ、全体で「年金や手当など生活保障の充実」が54.4%と最も多く、次いで「気軽に自分のことを相談できる支援センターや相談窓口」(31.5%)、「移動・交通手段の確保」(29.8%)、「利用者負担の軽減」(25.1%)、「障害のある人の雇用・就労」(24.6%)などが上位に挙げられています。

■今後力を入れてほしい施策

単位：%

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
年金や手当など生活保障の充実	47.2	54.4	52.9	50.0	64.6
気軽に自分のことを相談できる支援センターや相談窓口	28.1	31.5	30.7	31.2	36.4
移動・交通手段の確保	20.9	29.8	30.6	27.3	31.3
利用者負担の軽減	21.8	25.1	27.8	18.2	22.7
障害のある人の雇用・就労	20.2	24.6	15.4	37.0	38.9
障害のある人に対する理解促進・啓発	15.8	20.1	15.0	30.5	28.8
家族など介助者・援助者に対する支援体制	17.0	19.3	19.5	27.3	16.2
保健・医療体制	14.0	14.0	14.4	13.0	14.6
防犯・防災対策	9.2	12.7	13.1	11.7	16.7
福祉用具の給付・貸与	13.0	11.9	15.0	7.1	5.1
介助・介護や訓練など生活支援サービスの充実	10.8	11.5	13.6	11.7	8.1
住宅や建築物のバリアフリー化	9.2	10.0	13.6	3.9	5.1
学校教育における福祉や障害に関する学習	9.0	9.6	8.3	15.6	10.6
障害のある児童の療育・就学・進学体制	6.0	8.0	4.6	20.8	8.1
情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保	6.7	7.7	6.0	7.1	14.6
障害のある人とない人が交流する機会	6.3	7.0	5.3	10.4	11.6
グループホームの整備	5.2	6.7	4.0	22.1	5.1
スポーツ活動への支援	2.1	3.0	3.0	3.2	3.5
ボランティアの育成	2.2	2.7	2.3	3.2	3.5
その他	2.6	3.1	2.1	4.5	4.5
無回答	19.3	11.9	13.7	10.4	5.6

▶施策の方向◀

(1)年金・手当等の充実

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
102	○障害者の生活の安定に寄与している障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、障害者に対して各種手当てに関する情報提供の強化を図ります。	社会福祉課
103	○難病患者に見舞金として支給する、難病患者福祉手当の周知を図ります。	社会福祉課

(2)各種支援等の活用促進

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
104	○障害者の保護者が死亡または、重度障害者になった場合に、障害者の生活安定を目的として年金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及に努め、保護者亡き後の障害者の生活安定を推進します。	社会福祉課
105	○障害者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	社会福祉課
106	○「生活福祉資金の貸付事業」(県社協)の周知を図り、効果的な活用を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
107	○難病患者に対する「医療費助成制度」(保健所)について、周知を図ります。	社会福祉課

4 虐待防止と権利擁護の推進

▶現状と課題◀

- 障害のある方に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。障害のある方の権利を守るため、「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある方に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害のある方への虐待を防止するための体制強化が求められています。
- 判断能力やコミュニケーション能力に障害がある知的障害者や精神障害者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。
- 障害者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障害者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障害者等がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組む必要があります。

▶アンケート調査結果より◀

- 差別について、今後相談したい、たよりにしたいと思う人及び場所を尋ねたところ、「家族」が62.1%と最も多く、次いで「町役場」(20.4%)、「親族」(17.5%)、「友人・知人」(16.8%)などが上位に挙げられています。
- 令和元年調査と全体を比較したところ、回答の割合に大きな変化はみられませんでした。その中で「学校・職場の人」が1.6ポイント増、「家族」が1.1ポイント増、「社会福祉協議会」が1.3ポイント減となっています。

■差別についての相談先

単位：％

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
家族	61.0	62.1	62.0	72.1	54.5
町役場	20.0	20.4	20.7	14.3	25.8
親族	17.1	17.5	17.7	13.0	16.2
友人・知人	16.7	16.8	16.4	17.5	18.7
病院などの医療機関	15.0	15.4	13.7	12.3	27.3
利用している施設やサービス事業所	12.1	12.3	8.4	24.7	18.7
総合保健福祉会館(さわやかセンター)	12.1	12.0	13.7	11.7	13.1
社会福祉協議会	11.6	10.3	10.7	11.0	14.6
近所の人	7.1	6.6	7.3	5.2	8.1
民生委員・児童委員	9.3	6.3	7.1	2.6	8.1
相談支援事業所	5.9	5.9	4.3	9.7	11.6
地域包括支援センター	5.5	5.8	7.1	3.9	6.6
学校・職場の人	3.8	5.4	2.3	16.9	7.6
福祉団体など	2.9	3.0	2.6	2.6	5.6
保健所	2.2	2.1	2.0	0.6	4.5
児童相談所	0.9	1.0	0.0	3.9	1.0
子育て支援センター	0.5	0.2	0.0	1.3	0.0
相談相手がない	5.0	5.3	3.6	3.2	8.6
その他	3.9	4.6	3.5	2.6	7.6
無回答	16.0	13.2	15.4	12.3	7.6

▶施策の方向◀

(1)障害者への虐待防止

No.	事業の内容	担当課・関係機関
108	<ul style="list-style-type: none"> ○町民活動課において、絆会議を開催し関係機関による連携を図ります。 ○社会福祉課において、障害者虐待防止法による町障害者虐待防止センターを設置しており、相談窓口の周知・啓発に努めます。 ○社会福祉課において、相談支援事業の委託による24時間対応窓口の設置など、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然防止に努め、虐待防止に関する啓発を推進するとともに、関係機関との連携協力体制の整備を図ります。 	社会福祉課 町民活動課

(2)権利擁護の推進

No.	事業の内容	担当課・関係機関
109	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の人権を守り固有の尊厳を尊重するため、障害者や関係者、その他の町民全体に、障害者差別解消法及び障害のある方もない方も共に歩み幸せに暮すために、茨城県条例の周知啓発・合理的配慮の推進に努めます。 	社会福祉課
110	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者またはその家族、福祉施設の関係者等から福祉、就労や権利擁護、財産管理等の諸問題の相談に対応している、県実施の「障害者なんでも相談室」の一層の周知を図ります。 	社会福祉課
111	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の意思を尊重し、自立した生活を支援するため、人権や財産保全等、権利擁護に関する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」(県社協)などの利用を推進します。 ○町として権利擁護支援の地域連携ネットワークや成年後見制度の周知、相談、利用促進を担う中核機関の整備を段階的に進めます。 ○町として成年後見センターの設置を進めます。 	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
112	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉課、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点事業所、相談支援事業所において障害者差別に関しての相談対応を行います。 ○障害者差別の解消に取り組むための窓口として、県が設置している「茨城県障害者差別相談室」や水戸地方法務局土浦支局内に設置されている土浦人権擁護委員協議会、民間団体が実施している「障害者なんでも相談室」などの各機関でも相談を実施します。 ○相談機関の案内については、社会福祉課で作成している「障害者福祉のしおり」に掲載しており、窓口で配布を行います。 	社会福祉課

5 防災・防犯体制の充実

▶現状と課題◀

- 全国各地で発生している豪雨や台風による惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。
- 特に、要配慮者と言われる高齢者や障害者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。
- 本町では、災害時に支援を要する要配慮者を避難行動要支援者として、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署等の関係機関へ名簿提供することで、災害時に安否確認や避難支援を行っています。
- 「阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」において、社会福祉施設等と災害協定を締結するなど福祉避難所として指定し、避難行動要支援者を含めた障害者が安心して避難生活を送れるような体制を整備しました。今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。
- 防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障害者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

▶アンケート調査結果より◀

- 調査対象者に災害がおきた時に不安なことを尋ねたところ、全体で「水や食料、トイレやお風呂など生活上必要なものの確保」が39.2%と最も多く、次いで「避難先で不特定多数の人と一緒に生活を送ることができるかどうか不安」(34.6%)、「災害がおきたときに家族がそばにいるかわからない」(29.8%)などが上位に挙げられています。
- 令和元年調査と全体を比較したところ、回答の割合が増加したものが多くっており、「避難先で不特定多数の人と一緒に生活を送ることができるかどうか不安」が4.1ポイント増、「水や食料、トイレやお風呂など生活上必要なものの確保」が3.0ポイント増となっており、不安解消に向けた取り組みについて検討する必要があります。

■災害時の不安

単位：%

	前回(令和元年) (計:848)	今回(令和6年) (計:892)	身体障害 (計:605)	知的障害 (計:154)	精神障害 (計:198)
水や食料、トイレやお風呂など生活上必要なものの確保	36.2	39.2	35.9	40.9	49.0
避難先で不特定多数の人と一緒に生活を送ることができるかどうか不安	30.5	34.6	27.4	48.7	49.0
災害がおきたときに家族がそばにいるかわからない	29.5	29.8	25.0	37.7	36.9
避難先で治療が受けられるかどうか不安	28.3	29.4	29.3	18.8	38.9
自力で避難先まで行けない	29.7	28.8	30.9	40.9	17.7
避難先がわからない	21.5	23.7	18.2	37.7	29.3
必要な情報が得られるかどうか不安	17.8	19.5	19.2	16.9	24.2
避難先で福祉サービスが受けられるかどうか不安	17.8	18.8	18.5	23.4	21.7
家族との連絡方法	18.6	18.5	14.9	25.3	23.7
援助をしてくれる人がいない	9.6	11.7	11.1	11.7	13.6
その他	4.0	3.6	3.5	2.6	5.6
特にない	14.4	13.9	14.7	15.6	10.6
無回答	10.1	9.1	10.6	6.5	5.6

▶施策の方向◀

(1)防災体制の充実

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
113	○福祉施設や医療機関、民間企業等と連携し、避難所における障害のある方に対応した資機材の確保に努めるとともに、避難所における情報伝達、ボランティア等による支援体制、保健所等との連携による健康管理体制の確立に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課 健康づくり課 防災危機管理課 社会福祉協議会
114	○地域防災計画を全地区で完了し、継続的な見直しを図ります。	防災危機管理課
115	○知的障害者探索支援サービスなど、緊急時に備えた障害者等の見守り体制の整備に努めます。	社会福祉課
116	○社会福祉課において、災害時避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。 ○防災危機管理課において、避難行動要支援者に対する避難支援について、地区との情報伝達手段や輸送手段も含めて改めて検討します。 ○防災危機管理課において、町内で福祉避難所になりうる事業所等と協定を締結し、平時から福祉避難所を確保するよう努めます。 ○社会福祉課において、障害者を災害から守るため、プライバシーの保護に最大限の注意を払い、要支援対象者名簿等を作成するとともに、情報の伝達、避難誘導、NET119緊急通報システムや災害時情報共有システム等、地域における防災体制の充実を図ります。	社会福祉課 防災危機管理課

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
117	<p>○防災危機管理課において、防災メルマガの発信のほか、地区の防災に関する取り組みを展開する仕組みを作り、さらなる防災情報の発信に努めます。</p> <p>○社会福祉課において、消防署と連携し、NET119緊急通報システムの周知を図ります。</p> <p>○社会福祉課において、関係課との連携のもと防災体制の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 防災危機管理課</p>
118	<p>○防災危機管理課において、災害時における福祉避難所等での電源確保、資機材等を充実させるほか、医療物資や医療的ケアを拡充するための災害協定先を検討します。</p> <p>○社会福祉課において、事業継続計画(BCP)や災害時情報共有システム等により福祉サービス事業所等の防災体制を確認しておくことなどを通し、災害対応の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 防災危機管理課</p>

(2)防犯体制等の充実

No.	事業の内容	担当課・ 関係機関
119	<p>○社会福祉課において、基幹相談支援センターや関係機関との連携のもと、権利擁護の推進に取り組みます</p> <p>○悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。</p> <p>○二セ電話詐欺などに関して、牛久警察署からの情報提供を受け「あみメール」等の発信により注意喚起を行います。</p>	<p>社会福祉課 商工観光課 生活環境課</p>

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 連携体制

(1) 庁内組織との連携

本計画は、社会福祉課を中心に、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境などを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本町の地域の実情に合った施策を企画・展開していきます。

(2) 関係機関、事業所との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障害者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障害者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障害者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、障害福祉サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

また、多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障害福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

(3) 地域住民等との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障害者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現をめざします。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

2 計画の進行管理

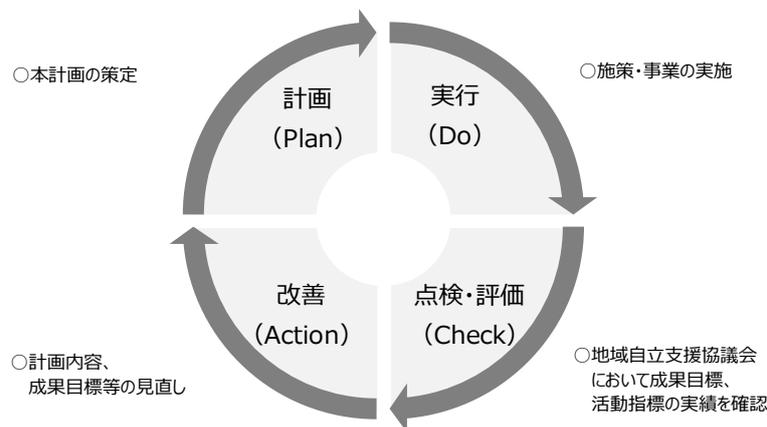
計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障害者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

また、本計画全体の達成度を測る成果指標を定めます。計画の各施策を着実に実行し、目標の達成に努めます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 計画策定の経過

開催日程	審議内容等
令和6年3月1日～ 令和6年3月22日	アンケート調査の実施・・・郵送配布・郵送回収 配布数:2,033通 回収:892通 回収率:43.9%
令和6年7月10日	委嘱状交付 第1回阿見町障害者施策推進協議会 1. 第4次障害者基本計画・個別施策進捗状況について 2. 阿見町障害福祉に関するアンケート結果報告について 3. 阿見町第5次障害者基本計画の策定について
令和6年9月26日	第2回阿見町障害者施策推進協議会 1. 第5次障害者基本計画(案)について
令和6年12月25日	第3回阿見町障害者施策推進協議会 1. 第5次障害者基本計画(案)について
令和7年1月	パブリックコメントの実施 応募意見数0件

2 阿見町障害者施策推進協議会条例

○阿見町障害者施策推進協議会条例

平成21年3月25日条例第2号

改正

平成24年3月12日条例第10号

平成24年9月28日条例第32号

阿見町障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条の規定に基づき、町が附属機関として設置する阿見町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、阿見町障害者計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) その他障害者等に係る施策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者を代表する者
- (3) 議会を代表する者
- (4) 地域の保健医療関係者
- (5) 地域の福祉関係者
- (6) 障害者福祉に関する事業に従事する団体の代表者
- (7) 障害者福祉に関する事業に従事する行政関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認めたる者

3 協議会の委員の選定に当たっては、様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう配慮しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 阿見町障害者施策推進協議会委員名簿

条例第3条第2項に定める区分	所属団体等	役職名・氏名
識見を有する者	茨城県立医療大学	特任教授 岩井 浩一
	茨城県立医療大学保健医療学部	准教授 松田 智行
障害者を代表する者	障害者代表(視覚障害)	飯田 ともい
	障害者(児)代表(障害児家族)	臼井 舞子
	障害者代表(知的障害者家族)	小松澤 史江
	障害者代表(障害者家族)	西村 和子
	障害者代表(精神障害者家族)	堀米 泰子
議会を代表する者	町議会代表	町議会議員 武藤 次男
地域の保健医療関係者	茨城県竜ヶ崎保健所保健指導課	課長 野澤 由美子
	朝田病院	院長 朝田 武
	作業療法研究所 すばる工房	塩原 直美
地域の福祉関係者	阿見町民生委員児童委員協議会	会長 野呂 薫
	阿見町社会福祉協議会	事務局長 小林 慎二
	阿見町障害者福祉協議会	会長 武井 浩
障害者福祉に関する事業に従事する団体の代表者	社会福祉法人美しの森 あみまちの拠点くら・ら	管理者 松崎 あかり
	社会福祉法人恵和会	理事長 池田 名緒子
	社会福祉法人若草会	管理者 黒岩 有紀
	ワークラボ株式会社	社長室長 川内 実
障害福祉に関する事業に従事する行政関係者	阿見町役場 保健福祉部	保健福祉部長 山崎 洋明

阿見町第5次障害者基本計画

令和7年3月

発行 阿見町

編集 阿見町保健福祉部社会福祉課

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1

TEL 029-888-1111

FAX 029-887-9560
